

2025 年 10 月 1 日

労働安全衛生法の新たな化学物質規制に関するオゾンの扱いについて

特定非営利活動法人 日本オゾン協会

労働安全衛生法に基づく新たな化学物質規制の制度が導入(2024 年 4 月 1 日施行)されました。この改正では、「リスクアセスメント対象物」を製造、取扱い、または譲渡提供する事業場で「化学物質管理者」の選任が義務付けられています。この新たな制度における、オゾンの取扱いについて、当協会に多くの問い合わせをいただいております。

法令を正しく理解し、安全にオゾンをご利用いただくため、本規制について日本オゾン協会では労働局への確認等も行い、以下のとおり見解をまとめました。

化学物質管理者の選任が義務となる事業場

オゾン(CAS RN. 10028-15-6)は、労働安全衛生規則別表 2(No.369)に記載されています。この表で示されている、SDS交付等に係る裾切値:0.1 重量%*以上の濃度のオゾンを経営者が製造、取扱い、または譲渡提供をする事業場では、オゾンは「リスクアセスメント対象物」となるので「化学物質管理者」の選任が義務となります。

ただし、取扱うオゾン濃度が上記の裾切値より低い場合でも、本規制で義務となっている、ラベル表示、SDS 交付、リスクアセスメント、ばく露濃度低減措置等について努力義務があります。なお、一般消費者の生活の用に供される製品のみを取扱う事業場はこの規制の対象外とされています。

(※オゾン濃度 : 0.1 重量%(空気中) = 約 603ppm(vol) = 約 1.29g/Nm³)

化学物質管理者の選任要件

化学物質管理者はラベル・SDS(安全データシート)の管理、リスクアセスメントの実施、ばく露防止(低減)措置、労働者への教育、労働災害発生時の対応などを担当します。

化学物質管理者は「化学物質の管理に関わる業務を適切に実施できる能力を有する者」とされており、専門的講習等の受講が推奨されています。

日本オゾン協会では、オゾンを安全にかつ有益にご利用いただくため「オゾン安全管理士認定制度」があり、講習会を定期的を開催しておりますので、併せてご活用ください。

リスクアセスメントにおける濃度基準について

労働者がばく露される程度は、安衛則第 577 条の2第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める濃度の基準(濃度基準値)以下としなければならないとされています。オゾンを

含む濃度基準値が令和 6 年 5 月 8 日に告示され、令和 7 年 10 月 1 日より適用となっています。

オゾンの濃度基準値は短時間濃度基準※として0.1ppmとなっており、リスクアセスメント実施の際は、この濃度が管理基準値となります。

(※短時間濃度基準:1日の労働時間のうち濃度が最も高くなると思われる15分間のばく露における当該物の濃度を各測定の測定時間により加重平均して得られる値)

以上